

鳴門教育大学同窓会 会計規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、鳴門教育大学同窓会(以下、「本会」という。) 会則第11条2の定めにより、本会会計業務を適正に処理するための基準を明示することを目的とする。

(会計業務)

第2条 本会の会計業務は以下による。

- (1) 予算編成
- (2) 決算及び監査資料作成
- (3) 金融機関口座管理
- (4) 現預金の出納
- (5) 支払決議書管理、現金出納簿記帳
- (6) その他の会計に関する事項

(会計年度)

第3条 本会の会計年度は、本会会則第11条に定める通りとする。

(勘定科目)

第4条 収入の勘定科目は以下の通りとする。

- (1) 会費及び繰越金
- (2) 寄付金
- (3) 雑収入

2. 支出の勘定科目は以下の通りとする。

- (1) 運営費
 - ① 事務費
 - ② 会議費
 - ③ 派遣費
 - ④ 渉外費
 - ⑤ 積立金
 - ⑥ 予備費
- (2) 事業費
 - ① 親睦費
 - ② 研究・交流支援費
 - ③ 大学・学生支援費
 - ④ その他

第2章 予算及び決算

(予算作成及び執行)

第5条 予算は事務局長が立案し、理事会の承認を経て、会長の決済を得て執行する。

(決算書の作成及び承認)

第6条 決算書は事務局長が作成し、理事会で承認を得る。

第3章 会計事務

(預金口座及び会費の徴収口座)

第7条 本会の預金口座及び会費の徴収口座は以下の通りとし、通帳及び届け印は事務局長が保管する。

- (1) ゆうちょ銀行口座
- (2) 阿波銀行口座

(積立金口座)

第8条 本会の積立金の口座は以下の通りとし、通帳は事務局長が、届け印は会長が保管する。

- (1) 阿波銀行大口定期預金口座
- (2) ゆうちょ銀行定額貯金口座

(支払)

第9条 支払は、会長の決裁(副会長代決可)を得て、事務局長が実行する。

第4章 支出

(事務費)

第10条 第4条第2項でいう事務費は次の通りとする。

- (1) 人件費(事務局長及び事務支援員に対する事務委託料)
- (2) 通信費
- (3) 印刷費
- (4) 事務用品費
- (5) 事務室料
- (6) その他事務執行上必要な費用

2. 前項の事務局長及び事務支援員に事務委託する業務は次の通りとする。

- (1) 文書の受理、作成及び発送
- (2) 会計事務
- (3) 入会事務
- (4) 会員名簿作成及び修正
- (5) 事業運営の連絡調整

- (6) 事務所における電話対応、来客対応
- (7) 事務局日誌の記録
- (8) その他、事務局業務

3. 第10条1の事務委託料は、理事会で決定する。
(会議費)

第11条 第4条第2項でいう会議費は以下の通りとする。

- (1) 総会費
- (2) 理事会費
- (3) その他会長が必要と認めた会議の費用

2. 前項の会議費は以下のものを含む。

- (1) 会場費
- (2) 研修費(会議に伴う研修の費用)
- (3) 食事代(会議が昼・夕食時間になされた場合)

(派遣費)

第12条 第4条第2項でいう派遣費は、都道府県支部総会等に、講師や役員を派遣するための経費をいう。派遣のための旅費は、鳴門教育大学職員旅費規程に準じる。ただし、日当は支給しない。

(渉外費)

第13条 第4条第2項でいう渉外費とは、本会の渉外活動に関わる経費をいう。

(積立金)

第14条 第4条第2項でいう積立金とは、周年記念事業などの用に供するとともに、本会の運営を財政的に担保する資金とする。

(親睦費)

第15条 第4条第2項でいう親睦費とは、本会会則第3条に定める会員相互の親睦を厚くするための経費をいう。

- (1) 会員が同窓会やクラス会を開催する際は後援援助金を支給する。支給基準は、別表1の通りとする。
- (2) 卒業・修了記念パーティー、大学院新入生歓迎会、ホームカミングデー懇談会について、開催費を支出する。支出の基準は、別表3の通りとする。

(研究・交流支援費)

第16条 第4条第2項でいう研究・交流支援費とは、本会会則第3条に定める会員相互の連携のための研究や交流を支援するための経費をいう。

- (1) 都道府県支部集会や本会の事業を推進する会員グループに後援援助金を支給する。支給基準は、別表2の通りとする。

- (2) 本会と大学が共同して開催する全国実践活動コンテスト入賞者に、教育支援金を授与する。
教育支援金は、別表3の通りとする。

(大学・学生支援費)

第17条 第4条第2項でいう大学・学生支援費とは、本会会則第2条に定める「鳴門教育大学の発展に寄与する」ための、大学や学生等に対する支援費をいう。補助の規定は別表3の通りとする。

第5章 会計監査

(監査時期)

第18条 会計監査は会計年度終了後1か月以内に実施する。

(監査方法)

第19条 監査役員は会計業務が適切に行われているか、以下について監査する。

- (1) 金銭の出納が本会計規則に基づいて行われているか。
- (2) 支払いは適切に承認されているか。
- (3) 必要な証憑書類は揃っているか。
- (4) 債務の計上はすべて終わっているか。

(監査の承認)

第20条 監査結果は監査役員が総会(理事会)にて報告し、その承認を得なければならない。

(会計規則の適用除外)

第21条 会計処理がこの規則によりがたい時は、理事会の決定に従う。

(改廃)

第22条 本会計規則の改廃は、理事会の過半数の賛成を必要とする。

附則 本規則は、2019年6月1日より適用する。

別表 1

同窓会又はクラス会への後援援助金の支給基準

参加人数等	金 額
6 人以上	5,000 円
10 人以上	10,000 円
20 人以上	20,000 円
30 人以上	30,000 円

注 平成 21 年 5 月 21 日役員会決定

別表 2

1 都道府県支部集会への後援援助金の支給基準

2 本会の事業を推進するグループへの後援援助金の支給基準

参加人数等	金 額
6 人以上	10,000 円
10 人以上	20,000 円
20 人以上	30,000 円

注 平成 25 年 5 月 18 日役員会決定

別表 3

番号	事業の項目及び参加人数等	金 額
1	同窓会と大学が共同して開催する、全国実践活動コンテストの教育支援金 4 名分	290,000 円
2	卒業・修了記念パーティー	200,000 円
3	大学院生会が主催する国際交流パーティー	40,000 円
4	鳴潮祭(大学祭)	40,000 円
5	在学生在が同窓会及び大学の活動を広く社会に広報するため、学外で開催する公演会、展覧会及び発表会 但し、1 団体当たり、年間 1 回に限る。	40,000 円
6	在学生在が開催する、都道府県別県人会（在学生在県人会） 6 人以上 10 人以上 但し、1 都道府県当たり、年間 2 回に限る。	5,000 円 10,000 円
7	大学院新入生歓迎会には、料理・飲物・出演料等として、1 人当たり 1,000 円程度を支出する	1 人当たり 1,000 円
8	ホームカミングデーの同窓会懇談会には、飲物・出演料等として、1 人当たり 700 円程度を支出する	1 人当たり 700 円

注 1 番は、平成 24 年 5 月 19 日役員会決定

2 番は、平成 24 年 5 月 19 日役員会決定

5 番は、平成 24 年 5 月 19 日役員会決定

6 番は、平成 21 年 5 月 23 日役員会決定